

FMMCU 第153号

2024年12月12日
発行 船橋市立医療センター職員労働組合
TEL 436-3093

第16回 定期大会で来年度方針決定

12月3日（火）C-403会議室において、第16回定期総会が開催されました。

参加者が少なく残念でしたが、委任状を含め成立し、2023年度（組合年度）活動経過、決算・監査報告、2025年度（組合年度）活動方針、予

算案が決定されました。

2024年度の新役員も承認され、船橋市立医療センター労働組合の新たなスタートが切られました。

取り組みの基本7つの柱

第16回定期総会は、瓜生執行委員長のあいさつの後、主な経過の報告があり2024年度の活動方針、決算・予算の提案がありました。

運動方針では、取り組みの基本として、1) 船橋市立医療センターの公立病院としての役割を発揮し、地域・市民の医療ニーズに応えるための取り組みをすすめます。2) 医療体制や制度をよくするために、全国の医療関係者との共同をすすめます。3) 船橋市立医療センターで働く職員が健康で安心して医療に従事するためにも賃金・労働条件の向上に向けた取り組みをすすめます。4) 医療センターの経営状態に注視し、移転に伴う民営化などさせない取り組みを進めます。5) 医療センター組合員の親睦・交流を検討していきます。6) 医療センター職員に組合加入を訴え、船橋市立医療センター職員労働組合を強く大きくする取り組みをすすめます。7) 船橋市役所職員労働組合と連携し、福利厚生等は組合員の権利を継続します。

主な運動の具体化として

1) 安心して働き続けられるよう、職場に根ざした組合活動をめざします。

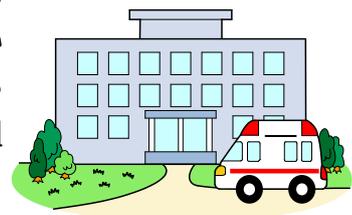
- ①診療報酬の改定が賃金の改善に繋がるよう取り組みを進めます。
- ②無年金世代が安心して暮せる賃金の確立、

安心して働ける職場環境の整備を目指し取り組みます。

- ③賃金のアップデートに伴う成果主義の導入は許さず、65歳まで働き続けられる職場を目指し、希望する人全員の雇用を保障します。
- ④看護局を中心に人員不足が常態化しています。育休代替え職員の正規化や退職不補充がないよう取り組みを強化します。
- ⑤サービス残業をなくし、夜勤の回数、長時間夜勤の制限、長時間・過密労働をなくし、夏休100%取得、年休の取得改善、ハラスメントの根絶などの立場から運動をすすめます。
- ⑥新たな人事評価制度については、賃金とリンクさせないことを大原則とし、職場合意・労使合意を前提とし、「制度の妥当・合理性」「全職員の納得度・公平性」「本人開示・説明責任義務」「苦情処理・修正手続きの手段明記」「組合のチェック機能の保障」などを対峙させアンケートや職場オルグに取り組みます。
- ⑦自治体労働者の賃金、労働条件などの働く権利や団結権が守られ、住民のために良い仕事ができるような環境整備を図ります。
- ⑧アンケートやボイスカードで出されたパワハラなど身近な問題を丁寧に取り上げその解決に向けて取り組みます。



- ⑨看護局の労働環境改善に向け、看護局長懇談を定期的に申し入れ実現させます。
- 2) 会計年度任用職員の均等待遇を実現する取り組みを進め、「全国一律最賃制」「公契約条例」など非正規、公務公共労働者の生活改善をめざします。
- 3) 医療改悪法反対、地域医療と自治体病院を守り、より一層の充実をめざします。
- ①メディカルタウン構想に伴う医療センター移転問題について注視し、独立行政法人化、指定管理者制度による民営化が行われないような取り組みを進めます。
- ②「新公立病院改革ガイドライン」による自治体病院の再編ネットワーク化、統廃合や独立行政法人化、民間移譲などの公設民営、広域再編、業務委託化など採算第一主義の流れをくい止め、地域医療を守り、発展させる取り組みをすすめます。
- 4) 憲法25条を活かし公的責任で社会保障の充実をめざすため、地域との共同をめざします。
- ①医療や介護に関わる住民団体とも共同し、それぞれの分野において地域での学習や交流をすすめます。
- 5) 組織拡大の立場から職場活動の活性化、福利厚生充実をめざします。
- ①船橋市立医療センターの各種の福利厚生制度について広く知らせる取り組みをすすめます。(慶弔金、各種映画チケット、クラブフジタ、東急ハーヴェスト、各種幹旋等)
- ②自治労連共済(生命共済、医療共済、火災共済、自動車共済、行事スポット共済等)の加入者拡大に取り組んでいきます。
- ③ホームページを開設し、ニュースも活用して組織拡大をはかります。
- ④新入職員歓迎会を活用し、新入職員の組織化をはかり組合加入を促進します。
- ⑤医療センター独自の慶弔規定によるコロナ見舞金(10,000円)を変更し、コロナ見舞金、インフルエンザ見舞金(各5,000円)とします。【変更日 2025年1月1日】
- 6) 憲法をいかし、住民生活を守ることを「公務員としての役割」と位置づけ核兵器のない平和で安心して暮せる社会にするための取り組みをすすめます。



医療センター労働組合慶弔規定変更のお知らせ

1. 変更内容：コロナ見舞金の金額を変更し、インフルエンザ見舞金を創設する。
2. 変更理由：コロナ感染症が5類になり、インフルエンザ感染症と同類になったので、均衡を図るため。
3. 改定日：2025年1月1日(水)午前0時以降に感染し申請した者から
*2024年12月31日(火)24時以前に感染し、2025年1月1日(水)午前0時以降に申請した者は、変更前の規定で支給する。
4. 見舞金額：5,000円
5. 有効期限：感染後2年間を持って時効となる。

まだ間に合います。
申請してね!

